

2011年7月7日

各位

会社名 日本輸送機株式会社
代表者名 代表取締役社長 二ノ宮 秀明
(コード番号 7105 東証・大証第1部)
問合せ先 常務取締役 伊藤 喜久夫
(TEL 075-951-7171)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」再改定の件

当社は、2011年7月7日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の再改定を決議しましたので、下記にてその概要をお知らせします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1.1 「ニチュグループ理念」を制定しており、その内容として企業理念、経営方針を定め、企業経営に於ける基本理念としている。
 - 1.2 法令順守、企業倫理の浸透を図るため、取締役会の決議により定めた「ニチュグループ倫理綱領」を役員の実行規範としてこれを順守する。
 - 1.3 社外取締役を選任し、第三者的立場からの監視を受け、また、当社の経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の妥当性を高める。
 - 1.4 取締役で構成する経営会議を設置し、日常の業務執行状況の監視ならびに迅速且つ適正な意思決定を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役が意思決定ならびに職務執行等の際に作成した文書や情報は、文書保存、情報管理に関する規程に基づき保存し管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 3.1 取締役会が決定した「リスク管理方針」の下、リスク委員会を設け、全社的ならびに部署固有のリスク対策として規程類を整備・運用し、またマニュアル・手順書の作成、教育研修を実施する等リスク管理を行う。
 - 3.2 重大なリスクが顕在化した場合には「危機管理規則」に従い必要な体制を編成し、会社損失の極小化を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役に担務を設定し、職務執行を分担するとともに、職務執行の効率化を支える統制環境を確保するための基本規程を定め、更に下位規程類の整備を推進し、効率的な業務推進体制を確立する。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 5.1 「ニチュグループ倫理綱領」に基づき法令・定款ならびに社会規範の遵守を繰り返し啓蒙し、使用人の行動規範として徹底を図る。
 - 5.2 内部監査部門を設置し、コンプライアンスの観点から内部監査により各部署の業務運営の状況を把握し改善のための提言を行う。
 - 5.3 内部通報システムとして当社ならびに当社グループ各社の使用人を通報対象者とするヘルプラインを設置し、コンプライアンス経営に反映する。
6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 6.1 グループ会社においても「ニチュグループ理念」を共有し、法令順守の周知徹底を図る。
 - 6.2 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムを整備・構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人ならびに関連する事項および補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人を監査役室に置き、当該使用人の人事関連事項は監査役または監査役会の事前同意を得るものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - 8.1 取締役が職務執行に当って開催する重要な会議に監査役が出席すること、ならびに監査役が各部署の月次報告等を閲覧することをそれぞれ保証するとともに、取締役・使用人からのヒアリングの機会を確保し、更に定期的に代表取締役と全監査役との間で意見交換を行う。
 - 8.2 会社の損失に繋がると思われる事件、事象等が発見された場合には、速やかに取締役から監査役又は監査役会に報告する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
内部監査部門との連携を確保し、また定期的に会計監査人との意見交換を行う。

以 上